

国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です!

令和7年分社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の送付時期をお知らせします。年末調整や確定申告で社会保険料控除を申告する場合は、お送りする控除証明書をお使いください。

国民年金保険料を納付した方には、日本年金機構から控除証明書をお送りします。
なお、電子データの送付対象の方には書面の郵送は行いません。

No	対象者	送付時期
1	令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に 国民年金保険料を納付した方	令和7年10月下旬から 11月上旬にかけて順次
2	令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に 国民年金保険料を納付した方(1の対象者は除きます。)	令和8年2月上旬

※ご家族(配偶者やお子様等)の国民年金保険料を支払っている場合も、その保険料について控除が受けられます。

お問い合わせ:

ねんきん加入者ダイヤル

◆電話番号(ナビダイヤル) 0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合(東京) 03-6630-2525

◆受付時間・月~金曜日 8:30 ~ 19:00

・第2土曜日 9:30 ~ 16:00

○日本年金機構ホームページ(ねんきんネット) https://www.nenkin.go.jp/n_net/



日本年金機構 名護年金事務所 ☎0980-52-2522

恩納村役場 村民課 年金係 ☎966-1205

12月は固定資産税第3期の納付月です!

	第1期	第2期	第3期	第4期
固定資産税	6月2日	7月31日	12月25日	令和8年 3月2日
村県民税	6月30日	9月1日	10月31日	令和8年 2月2日
軽自動車税	6月2日			

○口座振替日は納期限と同日です。前日までに残高確認をお願いします。

○納税は口座振替が便利です。手続き方法につきましては、税務課までお問い合わせください。

お問い合わせ:税務課 ☎966-1206